

令和5年度香川地方最低賃金審議会
第3回船舶製造・修理業，船用機関製造業
最低賃金専門部会議事録

令和5年10月10日(火)
香川労働局第1会議室

| | | |
|-----|------|-----------|
| 出席者 | 公益側 | 春日川、柴田、元木 |
| | 労働者側 | 立石、中塚、中原 |
| | 使用者側 | 家田、仁木、渡部 |

議 題

- 1 香川県特定(船舶)最低賃金額改正の審議について
- 2 その他

○賃金室長

それでは定刻となりましたので、ただ今から「船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金」の第3回専門部会を開催いたします。

本日はご多忙の中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

専門部会の開催にあたり、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。

本日、全委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、本日は傍聴人はおりません。

机上に配付しております資料は、会議次第1枚でございます。

よろしいでしょうか。

それでは、柴田部会長、議事の進行をお願いいたします。

○柴田部会長

それでは、早速ですが、最低賃金額の審議に入ります。

前回の審議で、労使双方より金額の提示を受け、その根拠も傾聴させていただきました。

専門部会等で配付されました資料等の客観的なデータに基づいて算出され、金額提示していただきましたが、労側はプラス 46 円、使側はプラス 27 円と双方の提示金額には乖離がございました。

前回の専門部会で、各側とも本日の審議までにご検討いただきませうようお願いしていたところでありまして、このあと金額のご提示いただきますようお願いいたします。

労使の主張には隔たりがございましたけれども、是非とも全会一致で結論が本日得られますよう、格段のご配慮をお願いしたいと思っております。

前回の審議で、本日は最初に使用者側から金額提示を受けることになりましたので、公使会議から始めたいと思います。

各側の控室等について、事務局より説明をお願いします。

○賃金室長

着座にてご説明をさせていただきます。各側の控室等についてご案内をいたします。

公労会議・公使会議は、この第 1 会議室で開催いたします。労働者代表委員の控室は 4 階の 401 会議室、使用者代表委員控室はこの 2 階の奥になりますけれども第 3 会議室を用意いたしております。

こちらの第 1 会議室の内線番号は 3570 番となっております。何か御用がありましたら、こちらの内線におかけいただければと思います。

本日、使用者側からの金額提示という形になりますが、公使会議の前に使用者側代表委員の皆さんで打ち合わせの時間は必要でございますでしょうか。

○家田委員

大丈夫です。

○柴田部会長

それでは、労働者代表の皆さん、よろしいでしょうか。ではただいまから公使会議を始めたいと思いますので、労側委員の皆さんは控室をお願いします。

(ここから先の審議については、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」ことから、香川地方最低賃金審議会船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会運営規定第7条第1項に基づき、非公開)

(ここから先の審議については公開)

(全体会議)

○柴田部会長

それでは、全体会議に入りたいと思います。

使側の方には、労側の金額提示をご案内します。

労側からは、今回はプラス45円、前回46円のところを45円。

歩み寄っていただいたというところもあるんですけども、根拠としては、基幹労連さんの企業内最低賃金が18万円で、これを165時間で時給換算いたしますと1,090円になります。

現在の最低賃金額が1,003円でございますので、この差額が87円で、これを2年間で達成する、2年間でこれに追いつくということで計算しますと43.5円になりますが、そこを四捨五入して、さらに1円足して45円という数字になるということです。

本日、労使双方より金額の提示を受けまして、最終的には労側プラス45円、使側プラス30円ということでございます。

その根拠も聴取させていただきましたけれども、双方の提示金額にはご案内のとおり隔たりがございます。

労使ということでお立場違いますけれども、香川県の造船業と

ということでご検討いただきまして、歩み寄りもしていただきながら次回また金額の提示をお願いしたいと思います。

あまり遅くなると、労働者の方にも影響がありますので、是非、次回には全会一致で合意に至りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次回は、11月2日（木）午後3時15分から、北館の7階702会議室での開催になりますので、是非、歩み寄りのご検討いただければと思います。

以上でございます。では事務局の方から議題の「その他」、何かございますでしょうか。

○賃金室長

特にございません。

○柴田部会長

是非、労側の皆さん、使側の皆さん、ご検討の方を次回は全会一致となる公益案を出せるような状況をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日の議事録確認委員ですが、労側は立石委員、使側は渡部委員をお願いしたいと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

○各委員

ありません。

○柴田部会長

それでは、以上を持ちまして、第3回専門部会を閉会いたします。ありがとうございました。

――了――